

類似性チェックサービス利用規約 (ジャパンリンクセンター正会員向け)

2023年8月30日

この類似性チェックサービスは、アメリカ合衆国の Turnitin, LLC (以下「Turnitin 社」といいます。) の剽窃チェックツール「iThenticate®」をジャパンリンクセンター (以下「JaLC」といいます。) の会員の利用に供するものです。

この利用規約は、JaLC の正会員がこのサービスを利用する条件を定めたものです。

このサービスを利用する JaLC の正会員は、この類似性チェックサービス利用規約 (以下「本規約」といいます。) の全ての条件に同意することが必要です。

同意しない場合は、このサービスを利用することができません。JaLC の正会員は、本規約の条件に同意して、本サービスの利用申し込みをするものとします。

利用申請前の確認事項

この類似性チェックサービスは、過去に出版された文献等のコンテンツと、利用者が剽窃を確認しようとするテキストの類似性を調べるものです。利用者は剽窃を確認しようとするテキストに加え、比較対照の基礎となるコンテンツ (以下「対象コンテンツ」といいます。詳細は第3条第1項の定義をご確認ください。) も Turnitin 社に提供し利用を許諾することが求められています。

このサービスは、利用者が JaLC に登録したデータを Turnitin 社が収集し、それをもとに Turnitin 社が会員の対象コンテンツのデータを取得し、データベースにインデックス作成することで実施されます。

利用者は、このデータベースの充実を図ることを目的として、利用者が管理する対象コンテンツについて、Turnitin 社が収集により JaLC からデータを取得すること及び収集したデータに基づき Turnitin 社が対象コンテンツのデータを取得することに同意しない場合は、利用申請をすることができません。

本規約は、JaLC の正会員 (以下「正会員」といいます。) に向けたものです。JaLC の準会員 (以下「準会員」といいます。) が利用する場合は、準会員が正会員に申し込み、正会員が自己

の管理する準会員の利用について責任を負うことに同意して正会員が JaLC に申し込むこととなります。詳細は、後述をご確認下さい。

第1条 利用申請

1. 利用要件

「本サービス」とは、Turnitin 社が作成し所有するオリジナリティ・チェック・ソフトウェアで使用許諾されるものをいいます。これは、既に出版又は剽窃された可能性のある資料を特定するため、剽窃チェックにかけるテキスト（以下「提出テキスト」といいます。）をデータベースと照合し、一致するテキストの例を示すシミラリティ・レポートを生成するものです。

また、「本サービス」には、Turnitin 社が提供するその他のあらゆるレポート、文書及び資料が含まれます。

本サービスは、使用が許諾されるものであり、本サービスが利用者に譲渡されるものではありません。本規約において認められる限定的な利用許諾を除き、Turnitin 社及びそのライセンサーは、本サービスに関する全ての権利（著作権、特許権、商標及び営業秘密に関する権利を含みますが、これらに限りません。）を留保しています。

本サービスの利用を申請する正会員は、次の全ての要件（以下「利用要件」といいます。）を満たす者としてします。

- i. 編集出版プロセスを行い科学技術刊行物（人文科学・社会科学に関するものを含みます。以下「科学技術刊行物」といいます。）を発行している者であること。もしくはこれを行っている準会員を擁する者であること。
- ii. 本サービスの利用を申請する会員が発行する科学技術刊行物の各記事には、デジタルオブジェクト識別子（以下「DOI」といいます。）の登録機関である JaLC が発行する DOI（以下「JaLC DOI」といいます。）が付与済、または付与予定で、これらのコンテンツについて本サービスを利用しようとする者であること。

2. 利用申請

（1）正会員の利用

本サービスの利用を希望する正会員は、本規約の全ての条件に同意して、JaLC に対し、JaLC の定める様式に従って、本サービスの利用を申請するものとします。

（2）準会員の利用

正会員は、自己がとりまとめている準会員が本サービスの利用を希望する場合は、準会員の発行するコンテンツが利用要件を全て満たしていると判断し、かつ、準会員の利用は正会員の利用とみなされることについて同意し、準会員の本サービスの利用（対象コンテンツの利用許諾及び利用料の支払いを含みますが、これらに限られません。）について正会員が責任を負う場合に、準会員の利用を申請することができます。

正会員は、準会員に本規約と同等の条件を遵守させることに責任を負い、準会員の違反は正会員の本規約の違反となります。

(3) 承認等

JaLC は、利用申請に対して、申請が利用要件を全て満たしていると合理的に判断した場合はこれを承認し、その結果を申請した正会員に通知します（以下、承認した正会員を「利用会員」といいます。）。

ただし、JaLC は、利用要件を満たしている場合であっても、申請した正会員が次のいずれか（以下「欠格要件」といいます。）に該当する場合（準会員の利用申請の場合は当該準会員が該当する場合を含みます。）は、承認しないことがあります。

- i. 利用申請において虚偽の申告があること。
- ii. 利用料の支払いが滞る恐れがあること。
- iii. 本サービスの利用者とするのが適当でないと合理的に JaLC が判断する事由があること。

第2条 アカウントの付与と管理

1. アカウント付与

JaLC が利用申請を承認した場合、JaLC は利用会員に対し、本サービスの利用者アカウント（以下「アカウント」といいます。）を付与し、その利用にあたり必要な事項を通知します。

2. 複数アカウントの付与

利用会員は JaLC に対し、必要な限りにおいて、複数のアカウントの付与を求めることができます。JaLC は、利用会員からその旨の申し出を受けた場合、合理的な範囲内でこれに応じます。

ただし、JaLC はその全部又は一部を付与しないことがあります。

3. アカウントの管理

利用会員は、本サービスの利用に必要なアカウント及びパスワードを秘密として管理し、本サービスを利用する必要がある自己の従業員等に限り、使用させるものとします。

利用会員は、アカウント及びパスワードを、前述の従業員等以外に開示又は漏洩してはならず、開示を受けた従業員等に同様の義務を課すものとします。

利用会員は、本サービスを利用する必要がなくなった自己の従業員等が、引き続き本サービスを使うことのないように管理し、不正使用を防止するものとします。

第3条 対象コンテンツの利用許諾等

1. 対象コンテンツの利用許諾

利用会員は、本サービスの利用にあたり、次のとおり対象コンテンツを JaLC に提供し、Turnitin 社へのサブライセンス（再許諾）を行うことを含め、その利用を許諾するものとします。

利用会員は、JaLC DOI が付与された、ジャーナルアーティクル、会議録、記事、書籍、書籍の章 (book chapters)、論文 (theses) 及び学位論文 (dissertations) 等の全テキスト（以下、総称して「対象コンテンツ」といいます。）を、本サービスの使用を通じて特定されたテキスト・マッチングの例を記述したシミュラリティ・レポートを作成するためのインデックス作成及び文書の比較を行う目的でのみ利用する、世界中で有効な、非排他的、譲渡不能で、無償かつ再許諾可能な利用許諾を JaLC に付与したものとします（これらの記事、会議録、書籍、書籍の章、論文、学位論文、データセット、及び提出テキストに含まれる、テキスト以外のコンポーネントは、本規約において対象コンテンツとはみなされません。）。

さらに、利用会員は、提出テキストに関し、それが Turnitin 社によるシミュラリティ・レポートを提供する目的のために利用及び保有されることを許諾するものとします。

JaLC と利用会員の間において、対象コンテンツに関する全ての権利、権原、著作権その他の知的財産権又はその他の所有権は、利用会員が留保するものとします。

なお、利用会員に提供されるシミュラリティ・レポートには、特定された重複するテキストのコンテンツのフルテキストは表示されず、当該コンテンツへのリンクが表示されます（Turnitin 社が提供しているサービスには全ソーステキストが表示されるものがありますが、本サービスでは全ソーステキストは表示されません。）。

本サービスは、本サービスの他のユーザのためのシミュラリティ・レポートを生成する目的にも使用されます。

ただし、当該シミュラリティ・レポートは、本サービスに組み込まれた対象コンテンツのスニペット（次で定義します。）及びその DOI（入手可能な場合）のみを含むものとし、対象コンテンツのフルテキストのサンプル又はフルテキストへのアクセスを提供してはならないものとなっています（リンクを経由して原文のフルテキストにアクセスすることは禁止されていません。）。

本規約における「スニペット」とは、本サービスの使用を通じて特定された重複するテキストのサンプルで構成される、表示されたテキスト形式での、対象コンテンツからの抜粋をいいます。スニペットは、周囲のテキストの、限定された合計 24 行以下の抜粋で構成され、一致する箇所が出現している文書に関する書誌データ及びウェブサイト上のコンテンツへの DOI ベースのリンクを含むものです。

利用会員は、類似性チェックサービスの性質に鑑み、書誌データに著者の氏名等が含まれても、著者氏名等が、本規約に定めるとおりに利用及び提供されることに同意し、また当該本人の同意を得ているものとします。

対象コンテンツは、Turnitin 社又は Turnitin 社のエージェントが運用するサーバー上でホスティングされます。

2. 提供方法

対象コンテンツを Turnitin 社に提供するため、利用会員は、対象コンテンツのメタデータが JaLC から Turnitin 社に提供されることに同意するものとします。その情報は JaLC が選択する方法で Turnitin 社に提供されます。

これらの情報を元に Turnitin 社はクローリング等を行い、利用会員はそのデータの取得を受け入れるものとし、Turnitin 社は対象コンテンツを剽窃チェックのためのデータベースにインデックス作成する権利を有するものとします。

3. 対象コンテンツの削除

(1) 削除の要請

利用会員は、削除要求をいつでも理由の如何を問わず行うことができます。

利用会員から DOI を明示して自己の対象コンテンツの全部又は一部を削除する要求があった場合は、JaLC は Turnitin 社に対し、削除を要求します (Turnitin 社は、削除のリクエストを受領した日の翌日から同社の 10 営業日以内に当該対象コンテンツの全部又は一部を削除します。) 。

(2) 削除要請の方法

対象コンテンツの削除のリクエストは、JaLC 又は Turnitin 社が削除のリクエストを受け付けるために指定した電子メールアドレスへの送信又は宅配便等により書面を送付することにより行うことができます。当該リクエストには、削除すべき対象コンテンツの DOI を明記するものとします。

4. セキュリティ

Turnitin 社では、対象コンテンツが存在するサーバーを不正なアクセス及び利用から保護するために、商業的に合理的な対策を講じており、Turnitin 社の専有コンテンツ及びシステムに含まれる他の第三者の専有コンテンツに対して提供する保護と同等の安全性を有する技術が利用されています。

第4条 本サービスの使用条件

1. 制限

利用会員は、本サービスの利用にあたり、次の制限に従うものとします。なお、利用会員は、自己の従業員等が本規約の条件に従うことに責任を持ち、その違反について責めを負うものとします。

(1) 本サービスは、JaLC DOI が付与済、または JaLC DOI を付与しようとするコンテンツに関する利用会員の内部の目的にのみ使うことができます。ここにいう内部の

目的には、編集出版プロセスにおける利用会員の内部及び外部(編集委員会でのレビューなど)のステップが含まれます。

- (2) 利用会員は、本サービスのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、改変又は本サービスの派生物の作成を行ってはなりません。
- (3) 利用会員は、本サービスを譲渡、サブライセンス(再許諾)、レンタル、タイムシェアリング、ローン、リース、又はその他の形で本サービスを移転したり、直接又は間接的に第三者に対して本サービスを使用することを認めたり、複製することを認めてはなりません。
- (4) 利用会員は、本サービスの使用に関連するパスワードの秘密性を厳格に保持し、当該パスワードをいかなる第三者とも共有しないものとします。利用会員は、利用会員のパスワードを使用して行われる本サービスの使用(そのようなことが行われた場合)全てにつき、単独で責任を負うものとします。
- (5) 本サービスの使用はすべて、Turnitin®及びiThenticate®サイトに記載されている「Acceptable Use Policy」(<https://www.turnitin.com/privacy/acceptable-use-policy>)に従って行うものとします。「Acceptable Use Policy」は、本規約に組み入れられ、「Acceptable Use Policy」の条件に違反することは、本規約の違反となります。Turnitin社は、「Acceptable Use Policy」を随時改定することができます。「Acceptable Use Policy」が改定された場合には利用会員に通知され、当該改定版はそれらのサイトに掲載されます。利用会員が、改定の通知を受領した後も引き続き本サービスを使用した場合には、利用会員が当該改定を受諾したと見なされます。
- (6) 利用会員は、本サービス又はTurnitin社が提供するいかなる文書、コンテンツ、もしくはレポートのいずれからも、権利の表示(著作権及び商標の帰属表示など)を取り除かないものとします。
- (7) 利用会員は、本サービスの使用にあたり、適用される地域の法律を遵守するために商業的に合理的な努力をするものとします。

2. 管理

利用会員は、自己の内部又は外部の編集スタッフ及びレビュー担当者が、本サービスに対する各自のアクセスを、含まれているコンテンツ及び本サービスの全テキストに無償でアクセスするための「バックドア」手段として使用しないことを証する責任を負うものとします。このための措置としては、次のようなものがあります。

- i. 本サービスへのアクセスを、利用会員の合理的な判断で、本サービスを利用する必要がある自己の従業員及びコントラクタに限ること。また、本サービスを利用する従業員及びコントラクタを各自の本名及び現在の職名で登録し、変更があった場合は適時にアップデートすること。
- ii. 剽窃チェックのために本サービスに提出するテキストを、自己が発行する刊行物に関するものに限定すること。

- iii. 本サービスにアクセスするためのアカウント情報及びパスワードを秘密に保ち、それらが本サービスの利用が認められるユーザ間を超えて共有されないよう合理的な措置を講ずること。
- iv. 本サービスの利用が認められていない従業員等による利用やアクセスの有無を確認するため、Turnitin 社又は JaLC が自己の費用により年 1 回を超えない範囲で行う監査に応じること。
- v. 本サービスの利用及び潜在的な濫用を監視するための合理的な措置を講ずること。

3. 剽窃の判断と責任

- (1) 利用会員は、シミラリティ・レポートは、比較対照を行うコンテンツ間のテキストの類似性を検出するツールに過ぎず、剽窃の存在を確定的に決定づけるものではないという認識と理解に基づき、提出テキストにおいて実際に剽窃が行われているか否かについて独立した専門的な判断を下し、当該判断について単独で全ての責任を負うものとしします。
- (2) シミラリティ・レポートの第三者への開示は、利用会員の単独のリスクで行うものとします。

第5条 アクセスの中断等

次に掲げる場合、本サービスの全部又は一部へのアクセスが中断されることがあります。

JaLC 及び Turnitin 社は、アクセスの中断又はサービスの停止により利用会員に生じた損害を賠償する責任を負いません。

- i. Turnitin 社が、本サービスへの損害又は品質低下を防止するために必要と判断したとき
- ii. 法令、規則、裁判所の命令、政府の要請に従う場合
- iii. その他、Turnitin 社又は JaLC に法律上の責任が生じる可能性を回避する場合
- iv. 利用会員が「Acceptable Use Policy」又は本規約の条件に違反した場合
- v. メンテナンス等を行う場合
- vi. 利用会員のシステムの不良、コンピュータ環境が不十分な場合又はインターネットに問題が生じた場合
- vii. Turnitin 社の制御が及ばない、又は Turnitin 社が合理的に予見できない原因によるサービスの中断の場合（データの損失又は盗難、電気通信又はデジタル伝送リンクの中断又は不具合、インターネットの速度低下又は不具合、第三者のソフトウェア、ベンダー、又は製品の不具合又は不履行、及び通信、ネットワーク/インターネット接続、又はユーティリティの中断又は故障等を含みますが、これらに限定されません。）
- viii. JaLC の合理的な判断による場合

JaLC は、Turnitin 社からアクセス中断の通知を受けた場合、遅滞なく JaLC が選択する方法で、影響のある利用会員に通知します。

第6条 サポート

1. JaLC は、本サービスの制度、利用料の請求及び支払い、その他本規約の内容について JaLC サポート <support@japanlinkcenter.org> を用意しています。ご不明点については、本サポートまでお問い合わせ下さい。
2. 本サービスで提供される iThenticate の利用方法、表示、技術的な問題についてはサポート対象外といたします。本サービスで提供される iThenticate の仕様、具体的な利用方法、その他技術的な内容等にかかるご不明点に関しては、直接、iThenticate サポートチーム（日本語対応） <ithsupport@ithenticate.com> までお問い合わせ下さい。

第7条 利用料の支払い

1. 利用料

利用会員は、JaLC に対し、本サービスの利用料（自己及び自己が利用申請を取りまとめた準会員の利用料を合わせた額）を JaLC に対し、支払うものとします。

利用料の詳細は、JaLC が選択する方法で利用会員に通知します（なお、Turnitin 社の利用料の設定に変更があった場合は、JaLC は利用料を変更することができます。また正会員への請求額は為替レートの変動に影響を受けます。）。

2. 支払い方法及び遅延損害金

JaLC は利用会員に対し、請求書を発行します。利用会員は、当該請求書を受領した日から 30 日以内に JaLC に対し、請求書に定めた銀行口座に振り込んでこれを支払うものとします。

利用会員が、JaLC が指定する支払い期限を過ぎても支払わなかった場合、利用会員は、JaLC に対し、支払い済みに至るまでその支払うべき金額に応じた年率 18%に相当する遅延損害金を支払うものとします。

3. JaLC への協力

利用会員は、JaLC が Turnitin 社に対して支払う利用料の算定にあたり必要な情報を JaLC に提供する等、本サービスの利用に関連して JaLC が要請する事項につき、合理的な範囲内において協力するものとします。

第8条 保証及び責任の制限

1. JaLC は、JaLC の知る限りにおいて本サービス（利用会員又は第三者が提供したコンテンツ・資料等を除く。）が第三者の知的財産権を侵害していないこと、及び本規約に定めた

通り本サービスを提供する合理的な努力をしますが、これらのほかは何らの保証もしません。

上記の保証を除き、本サービス（シミラリティ・レポートを含みます。）は、「現状のまま」及び「提供可能な範囲内」で提供されるものです。

JaLC 及び Turnitin 社は、明示、黙示、法定の保証か否かを問わず、商品性、特定目的への適合性、契約内容適合性、情報の質、権利を侵害していないこと、所有権・権原を有していること、などを含め（ただし、これらに限られません。）あらゆる種類の全ての保証を明示的に否認します。

本サービスの真実性、信用性、正確性、有用性、完全性及び本サービスの提供の継続性、安定性についても保証しません。

本サービスが適時に提供されること、安全であること、又は本サービスにエラー・欠陥が無いことについても保証しません。

裁判所の判断により、特定の保証の制限又は除外が認められない場合でも、JaLC の保証は、合法的に最大限に制限可能な範囲に限定されるものとします。

2. 本サービスは、インターネットを通じてアクセスし、利用するものです。

利用会員は本サービスにつき、以下の事項及び JaLC 及び Turnitin 社がこれらに関する事項につき損害賠償責任を負担しないことを了承し、本サービスを自己の責任と判断の下で利用することに同意するものとします。

- i. JaLC 及び Turnitin 社がインターネットを運用又は管理するものではないこと。
- ii. コンピュータウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他の望ましくないデータ若しくはソフトウェア、又は許可されていないユーザ（ハッカーなど）が、利用会員のデータ、コンピュータ、ネットワークにアクセスしてデータを入手しようとし、又はその他損害を与えることがあり得ること。

3. 利用会員は、請求の種類、訴訟等の原因の性質を問わず、いかなる場合においても、JaLC 並びに、Turnitin 社、その関連会社、役員、従業員、エージェント及びライセンサーが、JaLC 及び Turnitin 社が損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、次のことに責任を負わないことに同意するものとします。

- i. シミラリティ・レポートに含まれる情報に基づいて下された決定、行われた行為又は行われなかった行為
- ii. 利用者がシミラリティ・レポートを第三者に開示したことから生ずる責任
- iii. 間接的な損害、特別損害、偶発的な損害、派生的な損害、結果損害、付随的な損害、懲罰的な損害（収益の逸失及び利益の逸失を含むがこれらに限られません。）

4. JaLC 及び Turnitin 社は、次の各項目について本サービス利用者又は第三者に生じた損害について一切責任を負いません。

- i. 本サービスの提供を停止、中断又は終了したことにより生じた一切の損害

ii. 本サービスのシステムの障害により生じた一切の損害

5. 次条第 2 項に定める JaLC の補償義務を除き、本契約又は本サービスに起因又は関連して発生する JaLC、そのライセンサー、関連会社、役員、従業員、エージェントの累積的な責任の総額は、契約責任、不法行為責任又はその他のいずれであるかを問わず、責任の原因となった事象の発生時点から過去 12 か月間に本サービスに対して利用会員が JaLC に支払った金額（該当するものがある場合）を上回らないものとします（この金額は、会員毎に計算されます。正会員が準会員の利用料を合わせて JaLC に支払っている場合、正会員・準会員の別を問わず、紛争に影響のない会員の支払い額を計算に含めることはできません。）。

裁判所の判断により、本契約に定める責任制限の規定がその条項どおり認められない場合、本規約上の JaLC の責任は、法律が認める範囲内で、最大限に制限されるものとします。責任の制限及び責任の上限額は、本条第 1 項で定める明示的な保証がその本質的な目的を果たしていない場合でも適用されるものとします。

6. 利用会員のデータは、Turnitin 社に提供されます。利用会員のデータは、JaLC、利用会員及び Turnitin 社のその他の顧客へのサービスの提供に際してのみ使用されます。利用会員は、Turnitin 社による利用会員のデータの利用につき同意するものとします。
7. 利用会員は、本サービスにおいて利用会員のデータに上記制限があることを了承の上、本サービスを利用するものとします。

第 9 条 補償

利用会員は、JaLC 並びに Turnitin 社、その関連会社、役員、従業員、エージェント及びライセンサー（以下総称して「被補償者」といいます。）が下記の対象事項に関連する何らかの請求や法的手続（以下「請求等」といいます。）を受けた場合には、かかる請求等に対し、必要な防御を行い、また、かかる請求等の結果、被補償者が負担した責任及び被った損害を補償しなければなりません。この場合、利用会員は、対象事項に関連する請求等により、被補償者により生じた全ての責任、損害、費用（合理的な弁護士費用を含みます）について被補償者に補償しなければなりません。

対象事項：

- (i) 利用会員による本規約上の義務の違反
- (ii) 対象コンテンツ

被補償者は、上記の補償を受けるには、請求等について利用会員に書面で速やかに通知し、かつ防御及び関連する全ての交渉において利用会員がコントロールすることを認めるとともに十分に協力しなければならないものとします。

なお、下記のいずれかに基づく請求等については、利用会員の負担する補償義務の対象に含まれません。

- i. 本サービス（対象コンテンツを除く。）に起因する請求等

- ii. JaLC が義務づけた対象コンテンツ及び提出テキストの利用条件にしたがって Turnitin 社がこれを使用しなかったこと
- iii. JaLC が本規約に基づき利用会員に補償義務を負っている事項

第 10 条 サービスの終了

1. このサービスは、JaLC と Turnitin 社の契約が終了した場合、同時に終了します。

この場合、JaLC は、可能な限りにおいて、利用会員に対し、その 30 日前までに、書面をもって通知するものとします。利用会員は、かかる契約及びこのサービスの終了について、事由の如何を問わず、JaLC 及び Turnitin 社に対して異議を述べないものとします。

なお、JaLC と Turnitin 社の契約が終了した場合、Turnitin 社は、速やかに全ての対象コンテンツを削除し、対象コンテンツの使用を停止することとなっています。
2. 利用会員が本サービスの利用中止を希望する場合、利用会員は、JaLC に対し、30 日前までに書面をもって通知することにより、本サービスの利用を終了することができます。なお、準会員が本サービスの利用を中止する場合は、正会員が取りまとめて通知するものとします。
3. 利用会員が次の各号のいずれかに該当する場合、JaLC は、何らの催告を行うことなく本サービスの提供を終了することができるものとします。
 - i. 利用要件のいずれかを満たさなくなったと認められる場合（又は欠格要件に該当すると認められる場合）
 - ii. 解散したとき
 - iii. 支払停止又は破産、民事再生もしくは特別精算開始の申し立てがあったとき
 - iv. 手形交換所から取引停止処分を受けたとき
 - v. 重要な財産に対する仮差押又は差押えの命令もしくは通知が発送されたとき
 - vi. 本規約に定める義務の重大な不履行があった場合
 - vii. 利用会員が、本規約の条件に違反（前号の場合を除く。）し、JaLC から書面による相当な期間を定めた催告があったにもかかわらず、当該期間内に違反を是正しないとき
 - viii. 本規約に定める業務又は義務の遂行にあたり背信行為があった場合
 - ix. 前記各号のほか、利用会員が本規約に定める義務を遵守することが困難な状況にあると JaLC が合理的に判断したとき
4. 第 7 条から第 13 条の定めは、本サービスの提供・利用の終了により、法律によって可能な救済が影響を受けるものではなく、また本サービスが終了した場合でも、当該各条項に定める債務が消滅するまで有効に存続するものとします。

第 11 条 譲渡禁止、名称使用、等

1. 利用会員は、JaLC の事前の書面による同意なく、本規約上の地位及び本規約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとし、（合併等による場合は、利用会員は JaLC に書面で通知するものとし、）。
2. JaLC 又は Turnitin 社が、事前に利用会員の書面又は電子メールによる承諾を得た場合、利用会員が本サービスの利用者であることを、本サービスの宣伝・販売促進に用いることができるものとし、
3. JaLC 及び Turnitin 社は、ストライキ、ロックアウト、暴動、戦争、法令の改正、火災、洪水、地震、嵐、電力不足、インターネットが使えないことなど、不可抗力事由又は合理的な支配を超える事由による、遅延、エラー、本サービスが稼働しないことや中断・破損等に何らの責任を負いません。

第 12 条 本規約の変更

JaLC は、合理的に必要と判断したときは、本規約の全部又は一部を変更することができるものとし、本規約の変更を行う場合、効力発生時期を定めて JaLC が相当と判断する方法で、利用会員に周知するものとし、

第 13 条 準拠法及び裁判管轄

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されます。また、本サービスの利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。